

別紙第1

情報計画

要旨	<p>適時に、適切な情報を収集し、適切に使用して的確かつ迅速な国民保護措置の実施に備えることを目的とします。</p> <p>このため、情報要求（必要とする情報）を確立し、情報組織の構成・運用・業務を総合一体化して情報収集活動を行います。</p>
----	---

関連する計画等

文中の報告等様式は、県国民保護計画「別冊 資料編」に示されているもの

1 構 想

(1) 方針（情報要求）

項 目 段 階	情 報 要 求（必要とする情報）	
	最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求
認定前	1 避難が必要となる武力攻撃事態等の兆候 2 要避難住民に関する情報	1 避難実施に必要な事項 2 救援に必要な事項
緊急避難	1 ミサイル発射情報 2 異常な兆候の発見 3 使用された兵器の種類の特 4 救急医療方法	1 被害状況 2 安否情報 3 除染剤、応急医療用医薬品 4 救急医療の体制
避難準備	1 武力攻撃の予測 2 住民の具体的な避難先 3 避難先までの交通機関 4 具体的な避難の段取り	1 その他避難実施に必要な事項 2 救援を行うのに必要な事項
避 難	1 避難の進捗状況 2 避難準備の進捗状況	1 救援状況 2 避難先地域の情報
避難生活	1 安否情報 2 被災情報 3 避難先地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況
復 帰	1 何時、どのようにして復帰するのか 2 復帰先の被害状況 3 復帰の進捗状況	1 安否情報 2 被災情報
生活再建	1 被害状況	1 国、他県の状況

	2 復旧復興状況	
避難受入	1 受入時期、住民数、経路等 2 受入の進捗状況 3 安否情報 4 受入地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況

(2) 情報活動の実施要領

市の国民保護措置に必要な情報と住民に必要な情報を主体的かつ継続的に収集・分析し、提供します。

過 程	実 施 内 容
①情報要求の決定	対策の重点地域・優先順位を判断するために、各段階における最も必要な情報(情報要求)を決定
②収集項目・方法の決定	各段階の情報要求のために収集しなければならない項目と収集方法を決定
③情報資料の収集	それぞれの段階で処置すべき対策と判断・決定すべき事項を踏まえて、「具体的にどのような情報が必要か」を判断し、以下の情報資料を収集 1 対策本部長等の状況判断に必要な情報資料 ①被災情報 ②安否情報 ③その他国民保護措置に必要な事項 2 他機関やマスコミ報道からの情報資料 ①二次災害の発生 ②重大な事象や事故の発生 3 次の段階で処置すべき行動の判断のために収集すべき情報資料
④情報資料の処理	収集した情報資料を地図・表等に展開して 情報資料の意味を分析し、対策の実行に資する情報 の状態にします。
I 記 録	情報資料の受付(カードなどに記録し、時系列に 情報一覧表 に掲載)
II 評 価	情報資料の 重要・緊急性 、正確性などについて判断
III 分 析	情報資料が 対策上の観点からどのような意味をもっているか を判断し、情報一覧表などにコメントとして記載
IV 整 理	地域別 や 情報の種類別 に整理
V 提 供	県・関係機関等に 報告・通報 、住民への 提供
⑤情報の使用	1 状況判断、対策の決定 2 「情報」の共有 関係機関等とは、 情報のほか 、情報に対する認識(対策本部としての処置)などの共有に努める。 3 情報の受理及び伝達 必要とする内容を、必要とする時期に、正確に伝達することを相互に行う。 4 情報の使用に当たっての留意事項 情報の使用に当たっては、 情報セキュリティーの確保(保全) に留意

(3) 情報活動体制の整備

- ア 情報資料の収集・分析を行う専門的な人材の育成・配置に努めます。
- イ 国民保護措置に必要な**情報活動体制を整備し、情報を適宜更新するとともに、情報収集ルートの維持**に努めます。
- ウ 国民保護措置の実施に当たっては、**消防団・自主防災組織・自治会等**を通じ、適時適切な**市内情報の把握**に努めます。(※屋内避難・避難指示時など安全が確保されないおそれがある場合を除きます。)

2 各部等の役割及び情報の要求・要請**(1) 各部等の役割（通常体制）**

各部等	役割と収集項目
危機管理部	1 情報資料の収集、連絡、伝達体制の整備 2 緊急連絡体制の整備 3 各機関等との連携要領の確立 4 武力攻撃災害に関する兆候 5 緊急対処事態における災害に関する兆候 6 ゲリラ、特殊部隊の潜入情報 7 N B C R兵器使用の兆候 8 所管市有施設の被害状況 9 県内、市内および周辺地域の総合状況 10 県及び各市町村、警察、消防、自衛隊など関係機関の国民保護措置実施状況 11 その他市長の命ずる項目
総務部	1 備蓄物資及び救援物資の需要・供給状況 2 生活必需品（被服、寝具その他）の需要・供給状況 3 食品の需要・供給状況 4 特殊標章等の交付・使用状況 5 生活関連等施設の安全確保状況 6 避難住民、収容施設の需要・供給状況 7 危険物質等の管理状況 8 市有財産の被害・使用可能状況 9 市有車両の需要・供給状況 10 運送業務に利用可能な公用車及び動員可能な運転士数等 11 物資運送状況（トラック、貨物列車等） 12 職員の受入・派遣（要請）状況 13 戸籍・住民登録・外国人登録情報 14 市内在住 外国人の数・避難状況、安否情報 15 国民保護措置関係予算見積、措置状況

	<ul style="list-style-type: none"> 16 市税等の収入状況 17 義援金、救援物資受入・派遣状況
企画推進部	<ul style="list-style-type: none"> 1 写真等による情報、記録 2 被災情報 3 自治会・自主防災組織等の活動状況 4 ボランティアの受入・派遣状況
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集等 2 避難施設の被害・使用可能状況 3 避難所等の状況（受入可能状況、運営状況等） 4 避難行動要支援者の数、避難状況 5 要配慮者に係る施設の避難状況
健康こども部	<ul style="list-style-type: none"> 1 一般病院、感染症指定医療機関等の被害・使用可能状況 2 要配慮者に係る施設の被害・使用可能状況 3 医療、助産等の配置状況（医師・看護師・助産師等、医薬品・医療用資機材、臨時医療施設） 4 一般病院患者・医師等の数、避難状況 5 感染症の発生・防疫状況 6 赤十字標章等の使用状況 7 食品衛生、水質検査等の管理状況 8 毒物・劇物等の管理状況 9 日本赤十字社赤十字の活動状況
経済観光部	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業関連の被害状況 2 避難住民の失業状況 3 観光客の数、避難状況
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林水産業関連の被害状況 2 家畜伝染病の発生・防疫状況 3 農林道・ため池・漁港等の施設状況
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路（農林道を除く）、港湾施設等の使用可能状況 2 応急仮設住宅の手配、建設、供与状況 3 ライフライン（ガス、電気、電話）の確保状況 4 武力攻撃災害の応急復旧状況 5 市街地等の状況把握、対策 6 公共土木施設等の状況把握、対策 7 用地の確保、土地の使用・提供状況 8 危険箇所、支障となる工作物の状況 9 土木資機材等の手配 10 建築の制限、緩和等 11 被災者住宅の再建支援状況

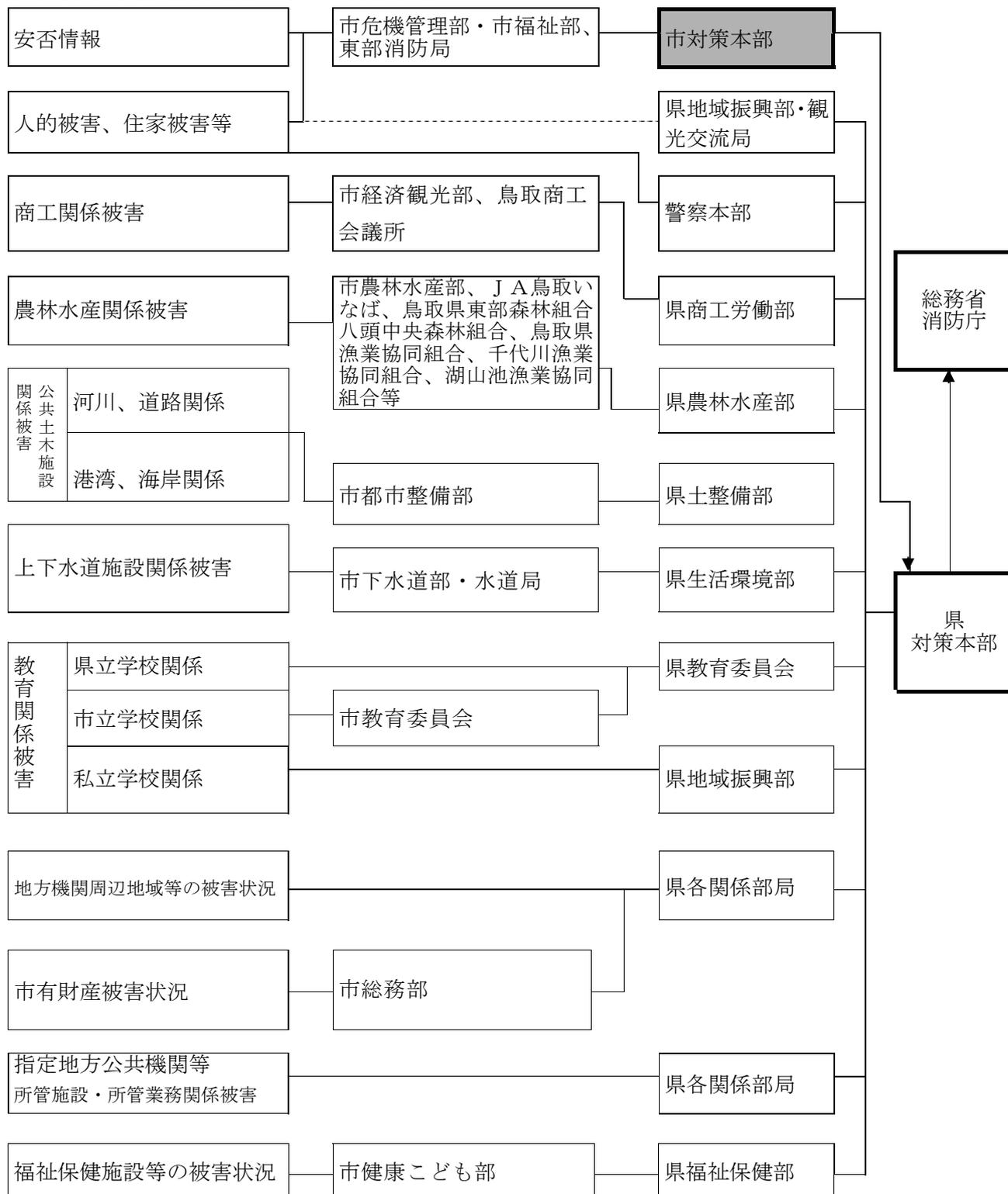
	12 特殊車両の通行に関する情報 13 市営住宅に関する情報 14 応急公用負担等に関する情報
下水道部	1 埋葬、火葬の需要・供給状況 2 し尿処理状況 3 廃棄物処理状況 4 入浴施設、トイレ等の需要・供給状況 5 海上の漂流物に関する情報
市議会事務局	1 市議会に関すること
教育委員会	1 市立学校等の園児・児童生徒・教職員数、避難状況 2 市立学校等、給食施設等の被害・使用可能状況 3 文化財の保護状況
市立病院	1 市立病院の被害・使用可能状況 2 市立病院患者、医師等の数、避難状況 3 一般病院救護班の派遣可能状況
水道局	1 飲料水の需要・供給状況 2 水道水の水質状況 3 水道施設の被害状況
消防団	1 消火・救助及び武力攻撃災害の防除、軽減 2 住民への情報伝達及び情報収集
総合支所	1 総合支所管内の情報収集・伝達

(2) 情報収集系統

指定行政機関等	指定地方行政機関等		県担当部局	市担当課
内閣府			総務部	総務部
国家公安委員会			警察本部	—
警察庁	中国管区警察局		警察本部	—
金融庁			商工労働部	総務部
消費者庁			生活環境部	市民総合相談課
総務省	中国総合通信局		総務部	危機管理部
消防庁			危機管理局	危機管理部
法務省			総務部	総務部
公安調査庁			総務部	総務部
外務省			観光交流局	総務部
財務省	中国財務局	鳥取財務事務所	総務部	総務部
	神戸税関	境税関支署	総務部	総務部
国税庁			総務部	総務部

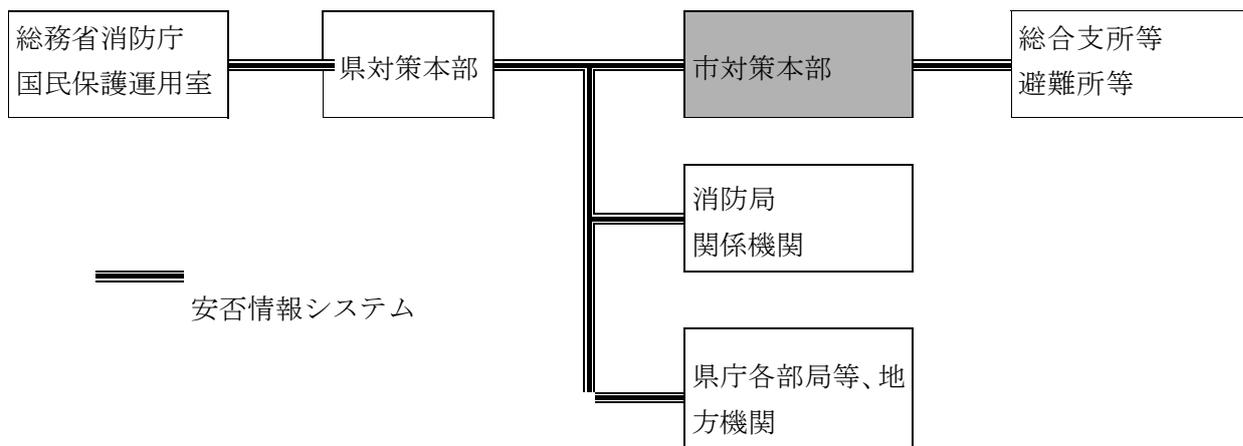
文部科学省			教育委員会	教育委員会
文化庁			教育委員会	教育委員会
厚生労働省	中国四国厚生局		福祉保健部	福祉部 健康子ども部
	鳥取労働局		商工労働部	経済観光部
農林水産省	中国四国農政局	鳥取農政事務所	農林水産部	農林水産部
林野庁	近畿中国森林管理局	鳥取森林管理署	農林水産部	農林水産部
水産庁			農林水産部	農林水産部
経済産業省	中国経済産業局		商工労働部	経済観光部
	中国四国産業保安監督部		危機管理局	危機管理部
資源エネルギー庁			生活環境部	下水道部
中小企業庁			商工労働部	経済観光部
原子力規制委員会			危機管理局	危機管理部
国土交通省	中国地方整備局	鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 境港湾・空港整備事務所	県土整備部	都市整備部
	中国運輸局	鳥取運輸支局 鳥取運輸支局境庁舎	地域振興部 県土整備部	都市整備部
	大阪航空局	美保空港事務所 鳥取空港出張所	県土整備部	都市整備部
	東京航空交通管制部		県土整備部	都市整備部
国土地理院			県土整備部	都市整備部
観光庁			観光交流局	経済観光部
気象庁	大阪管区气象台	鳥取地方气象台	危機管理局	危機管理部
海上保安庁	第八管区海上保安本部	境海上保安部	危機管理局	危機管理部
環境省			生活環境部	下水道部
防衛省	陸自第8普通科連隊 海自舞鶴総監部 空自第3輸送航空隊 鳥取地方協力本部		危機管理局	危機管理部
	中国四国防衛局	美保防衛事務所		

(3) 安否情報、被害情報の報告・伝達系統

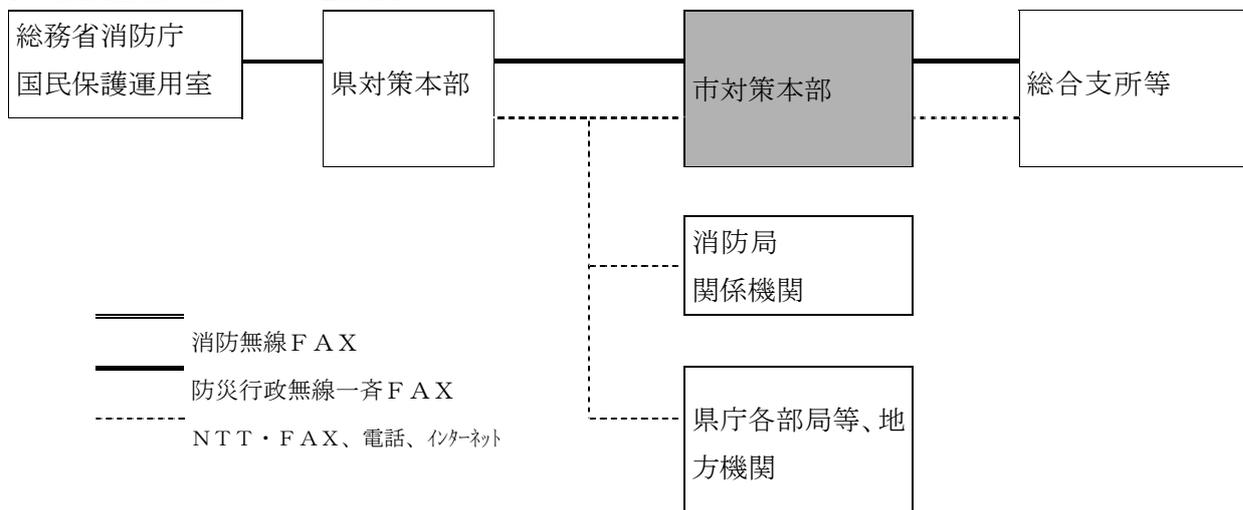


(4) 安否情報、被害情報の報告・伝達手段

ア 安否情報システム



イ 被災情報の報告・伝達手段



(5) 情報収集・伝達体制

ア 体制

段 階	情報収集態勢			
	態 勢	危機管理部	対策本部	各 部
認定前	通常監視	警備員、危機管理課		
避難準備	非常監視		県連絡要員の派遣 情報・	避難先市町村への 連絡要員の派遣
避難	非常監視			
避難生活	非常監視		警備員、 危機管理課	
復 帰	非常監視			
生活再建	通常監視	警備員、危機管理課		

イ 県の連絡員の派遣される基準

区分	派遣先	業務内容
県対策本部	市町村、避難先市町村	情報交換、連絡調整
県各部局	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	

(6) 住民への情報提供

ア 住民への情報提供の要領

市長（企画推進部）は、住民に対して、国民保護措置に関する正確かつ十分な情報を提供し、住民の安全と住民生活の安定を図るとともに、不安と混乱を防止します。

この際、サイレン、防災行政無線、CATV、インターネット、アマチュア無線、電子メール、消防団及び自治会、自主防災組織、観光施設・団体の協力その他の適切な方法により、事態の推移に応じ、迅速に提供します。

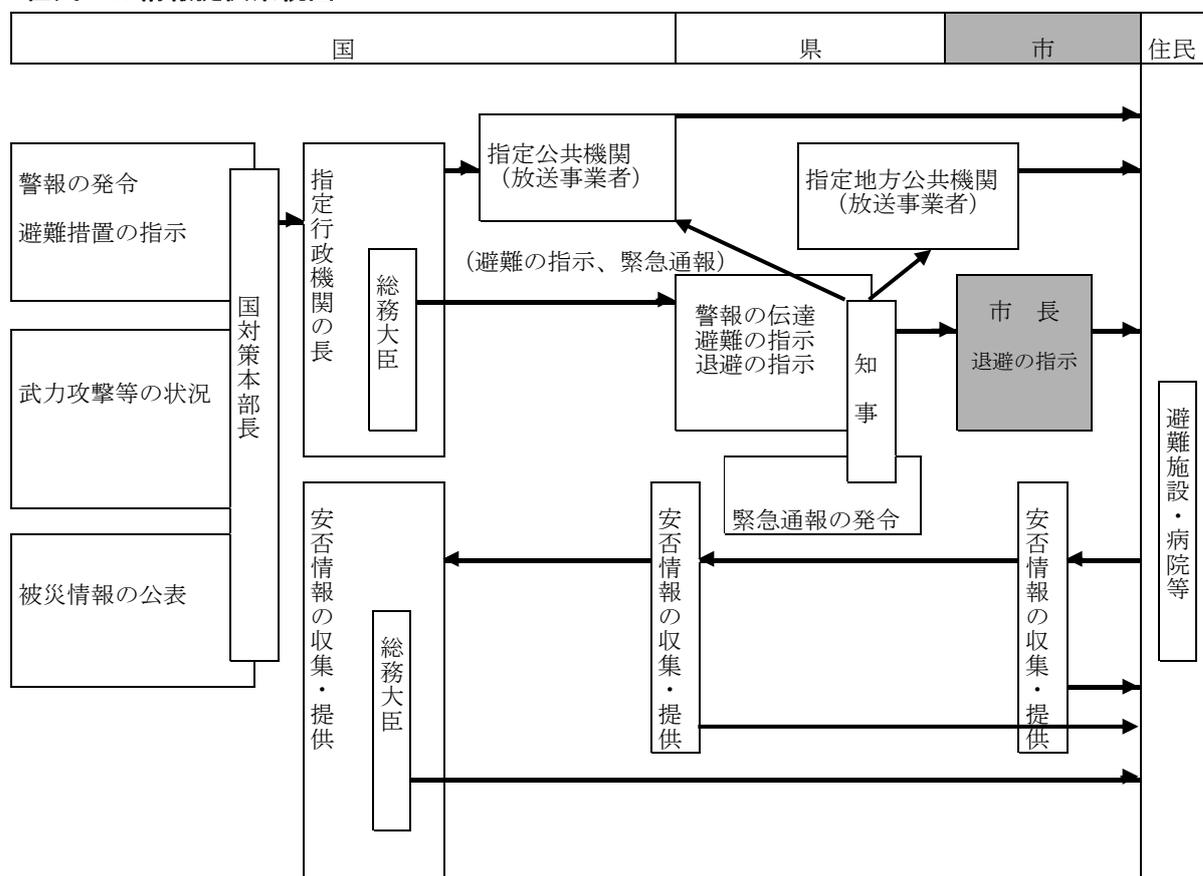
イ 個人情報提供等への配慮

下記情報内容については、相手国等への情報提供による国民保護措置等への影響及び個人情報の保護に配慮します。

情報項目	情報内容
国民保護措置を実施するに至った状況	相手国等、時期、場所、方法、現状、今後の予測、被害想定
国民の保護のための措置に関する情報	実施時期、場所、方法、現状、今後の予測
武力攻撃の状況	1 武力攻撃等の状況 どのような武力攻撃等が行われたか 2 武力攻撃災害等の状況 火災、建物の破壊、死傷者の発生状況 3 国民の保護のための措置の実施状況 (1) 住民の避難状況 (2) 交通機関や道路の状況 (3) 臨時に設けられた収容施設や病院等の状況

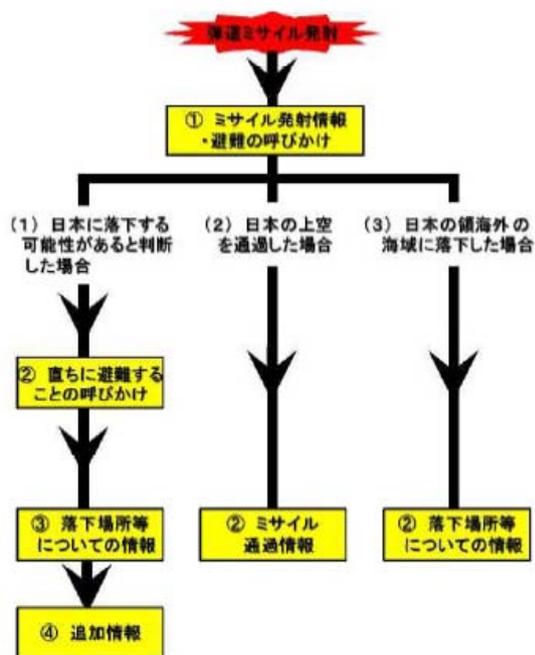
	4 被災情報 被害の統計的情報
危険情報	1 警 報 (1) 武力攻撃事態等の現状及び予測 (2) 武力攻撃事態等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域 (3) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 ア 避難措置の指示が発令される見込み イ 住民の心掛け 2 緊急通報 (1) 武力攻撃災害等の現状及び予測 (2) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
個人に関する情報	安否情報

ウ 住民への情報提供系統図



【弾道ミサイル発射に係る「全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達】

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるとして国が判断した場合、情報を伝達する必要がある地域に対して、「防災行政無線（屋外拡声器等）」や「緊急速報メール」等で下記のとおり、直接国民に弾道ミサイルの発射情報の伝達や避難の呼びかけがあります。



(1) 日本に落下する可能性があるとして判断した場合

- ① ミサイルの発射情報・避難の呼びかけ
- ② 直ちに非難することの呼びかけ
- ③ 落下場所等についての情報
- ④ 追加情報

(2) 日本の上空を通過した場合

- ① ミサイルの発射情報・避難の呼びかけ
- ② ミサイル通過情報

(3) 日本の領海外の海域に落下した場合

- ① ミサイルの発射情報・避難の呼びかけ
- ② 落下場所等についての情報

(7) 避難に関する情報の収集

情報の収集手段	情報の収集内容
防災情報提供システム	想定される避難場所等の気象情報等を収集
川の防災情報	
消防吏員	武力攻撃災害の兆候発見等について東部消防局、消防団員からも受報
その他	県を通じ、以下の情報を収集 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターテレビ電送システムによる状況調査映像 ・県指導用海岸局（境港無線局）による洋上漁船の状況

(8) 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

ア 武力攻撃災害兆候の発見者又は発見者から通報を受けた消防吏員・警察官・海上保安官は、速やかにその旨を市町村長に通報することとされています。（市長村長に通報することができないときは知事（危機管理局）に通報）

イ 市長（危機管理部ほか各部）は、武力攻撃災害の兆候の通報を受けた場合において、通報の内容に信ぴょう性があり、武力攻撃災害への対処のための措置を講ずる必要があると認めるときは、知事（危機管理局）、東部消防局、鳥取・浜村・智頭警察署に通知します。

(9) 安否情報（法第94条、第95条）

安否情報の収集・整理・報告に関しては、消防庁が運用する**安否情報システム**を利用します。

ただし、利用できない場合は、**電子メール、FAX、電話等**を利用します。

ア 収集・報告すべき情報

避難住民・ 負傷住民	①氏名 ②フリガナ ③出生の年月日 ④男女の別 ⑤住所（郵便番号を含む） ⑥国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報 （前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑧負傷（疾病）の該当 ⑨負傷又は疾病の状況 ⑩現在の住所 ⑪連絡先その他必要情報 ⑫親族・同居者への回答の希望 ⑬知人への回答の希望 ⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
死亡住民	（上記①～⑦に加えて） ⑧死亡の日時、場所及び状況 ⑨遺体が安置されている場所 ⑩連絡先その他必要情報 ⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

イ 安否情報の収集**(ア) 市が行う安否情報の収集**

市（福祉部）は、県その他関係機関と協力し、以下のとおり安否情報を収集します。

安否情報を収集する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する安否情報収集様式（様式第1号及び2号）によります。

- 1 避難住民の誘導の際、避難住民等から任意で情報収集
- 2 避難住民名簿の作成による情報収集
自治会が平素から保有する情報の協力を得て作成
- 3 東部消防局からの情報収集
- 4 市立病院、市立学校等からの情報収集

- | |
|---|
| <p>5 鳥取・浜村・智頭警察署への照会</p> <p>6 安否情報を保有する運輸機関、医療機関、大規模事業所、集客施設、観光施設・団体等の関係機関への協力要請</p> <p>当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意</p> |
|---|

安否情報収集様式（様式第1号及び2号）

（イ）安否情報収集の際の留意事項

安否情報収集の際は、併せて安否情報開示の同意について確認します。

- a 安否情報開示に同意を得た場合、その旨を証するため、できる限り本人の署名、押印等を求めるものとします。
- b 安否情報の開示については、原則として包括的に同意を確認することとし、開示する項目や対象を限定する同意は、やむを得ない場合に限り行うこととします。

（ウ）県が行う安否情報の収集

- a **知事（地域振興部・観光交流局）は**、以下のとおり安否情報を収集することとされています。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村からの報告による情報収集
必要に応じて自ら情報を収集 2 県の開設した避難所における情報収集 3 医療機関、学校等からの情報収集 4 警察への照会 5 安否情報を保有する運輸機関、医療機関、報道機関等の関係機関への協力要請
当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意。 |
|---|

- b **警察は**、死体の検分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、それらの情報について、県対策本部が行う収集活動に協力するよう努めるものとします。

ウ 安否情報の整理

市（福祉部）は、収集した安否情報を集約、整理します。

この際、できる限り重複を排除するなど情報の正確性確保に努め、必ずしも真偽が定かでない情報などについては、その旨がわかるよう整理します。

エ 安否情報の報告

市（福祉部）は、以下のとおり、整理した情報を県（地域振興部・観光交流局）へ報告します。

（ア）報告の方法

- a 安否情報省令第2条に規定する安否情報報告書（様式3号）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を**電子メール**で送付します。

安否情報報告書（様式3号）

- b 事態が急迫して電子メールの送信によることができない場合は、**口頭や電話**などの方法により報告を行います。

（イ）報告の時期

- a 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたびに逐次に行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民の誘導、避難住民等の救援その他国民保護措置の実施状況を勘案し、

市長の判断により、**整理した情報**を県に報告します。

- b **県は**、必要に応じ、市町村に対し安否情報を**報告すべき時期を適宜指定**することとされています。

この場合、**市は**、**当該時期**に従って報告を行います。

- c **県は**、特に必要があると認める場合には、市町村に対し、死亡者及び重傷者等についての安否情報を**優先的に報告**するよう求めることとされています。

この場合、**市は**、求められた安否情報について**断片的**であっても報告します。

オ 安否情報の回答、提供

(ア) 安否情報の照会の受付

- a **市長（企画推進部）は**、市役所、総合支所などに**安否情報照会窓口**を設置し、**所在地、電話及びファクシミリ番号、メールアドレス等**を住民へ周知します。
- b **住民は**、安否情報を照会する場合には、安否情報省令に規定する**安否情報照会書**（様式第4号）に必要事項を記載し、**安否情報照会窓口**へ提出することとします。
- ただし、安否情報の照会を**緊急**に行う必要がある者や**遠隔地**に居住している者など書面の提出によることができない者については、**口頭や電話、メール等**による照会も可能なものとします。

受付に当たっての留意事項

- 1 本人であることを**証明**する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書等）の**提出、提示**を求めること
- 2 電話による照会等にあつては、照会者の住所、氏名、生年月日、性別を住民基本台帳と照合すること（必要に応じ照会者の住所地市町村へ問い合わせる。）
- 3 安否情報を保有しているかどうか早急に判明する場合であつて、当該情報を保有していないときは、その旨を伝える。

(イ) 安否情報の回答及び提供

a 回答の可否

市長（福祉部）は、以下の区分に従い、安否情報の回答及び開示を行います。

回答の要件	回答項目	摘要
<ul style="list-style-type: none"> ・当該照会に係る安否情報を保有、整理していること ・当該照会が不当な目的によるものではないこと ・安否情報が不当な目的に使用されるものではないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報 ・死亡、負傷者の情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・「不当な目的」 他人の安否を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その安否情報を探索しようとする事 （例：債権を取り立てるために債務者の住所を聞き出す等） ・「不当な目的に使用」 （例：住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、不特定多数の者に販売等）
<ul style="list-style-type: none"> ・照会に係る者の同意を得たと 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 	<ul style="list-style-type: none"> ・照会に係る者の同意については、原則として、安否情報の収集時に併せて得るものとする

き ・その他公益上特 に必要がある と認めるとき	・性 別 ・住 所 ・(国 籍)	・「公益上特に必要があると認めるとき」とは、個人の 情報を保護することによる利益と安否情報を公にする ことの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益 上の必要性の方がより高いと判断されるときを指す ・公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の 判断も含まれるものであり、公益上の必要性から報 道機関に安否情報を開示する場合においても、「居 所」について具体的な地番までは示さず、「〇〇市内 の避難所、病院」等にとどめ、「負傷又は疾病の状況」 について「重症」、「全治〇週間」にとどめる等、個 人情報の保護に配慮
-----------------------------------	------------------------	--

b 回答の方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する安否情報回答書（様式第5号）に必要な事項を記載した書面を窓口で交付することにより行います。

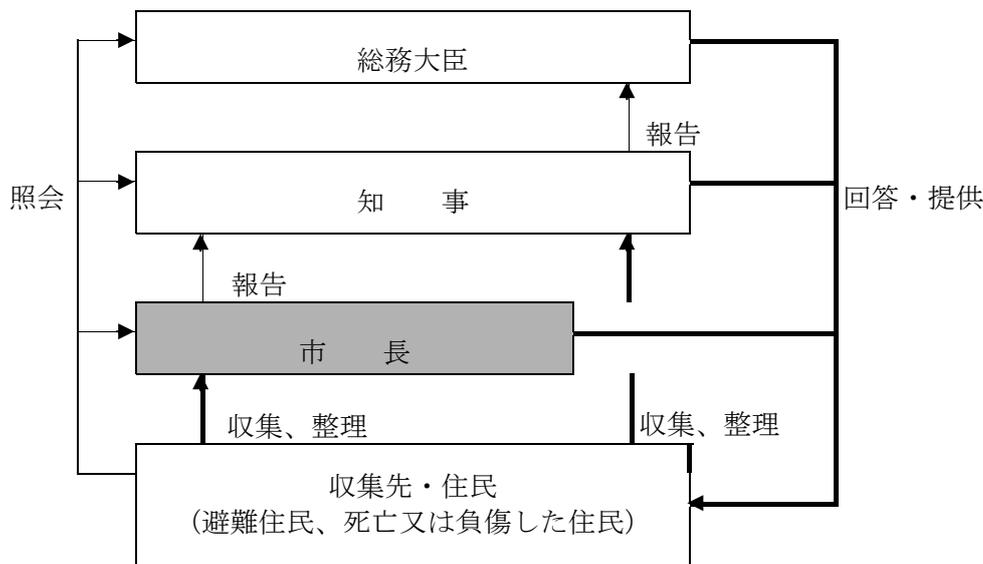
ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ等を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とします。

安否情報を回答した場合は、照会者の氏名、連絡先等、回答した安否情報の内容、回答を行った担当者等を記録します。

安否情報照会書（様式第4号）、安否情報回答書（様式第5号）

(ウ) 個人情報の保護への配慮

- a **市長（福祉部）は**、個人情報である安否情報データの取扱及び管理を徹底するとともに、職員に周知徹底します。
- b 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめ者とし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

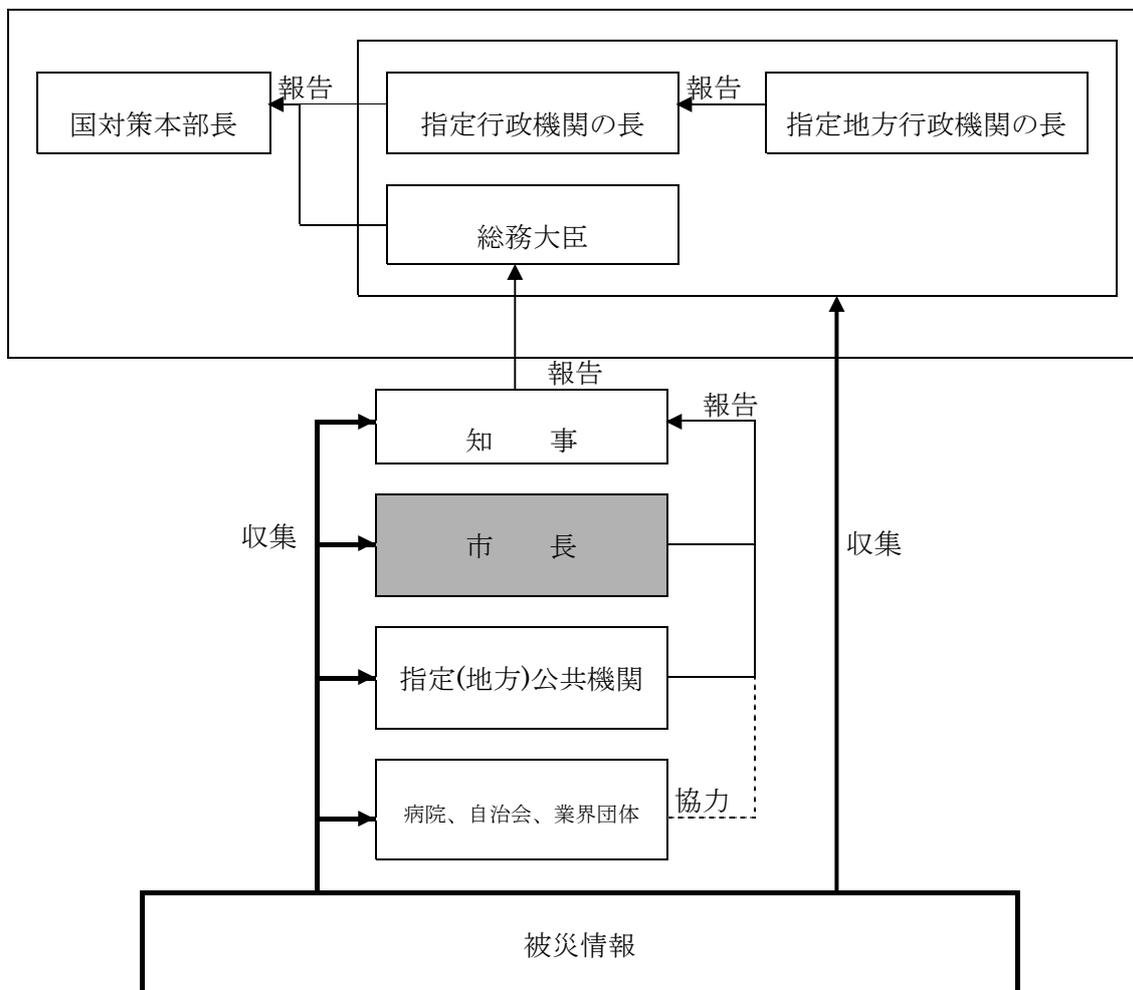


(エ) 日本赤十字社に対する協力

市（福祉部）は、日赤県支部の要請があったときには、要請に応じて保有する**外国人に関する安否情報を提供**します。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮します。

(10) 被災情報



ア 被災情報の収集

市（各担当部）は、市内において武力攻撃災害が発生した場合には、関係機関と連携して、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、対策本部へ集約します。

イ 被災情報の報告

市（危機管理部、企画推進部）は、市内において武力攻撃災害が発生した場合には、直ちに県（危機管理局）に対して第一報を報告するとともに、収集した被災情報についてできる限り速やかに「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）」に基づき報告します。

ウ 被災情報の報告様式

被災情報の収集項目、報告様式は、以下のとおりです。

鳥取市国民保護計画

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
鳥 取 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 鳥取市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

地区名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者 (人)	行方 不明者 (人)	負 傷 者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			

※ 可能な場合、死者について、死亡地の地区名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

地区名	年月日	性別	年齢	概 況

(11) 関係資料の基礎調査

国民保護計画や避難マニュアルなどの修正に必要な次に掲げる基礎調査を実施します。

- ア 住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別人口のデータ）
- イ 町内の道路網のリスト（避難経路として想定される国道、県道、市道等の道路のリスト）
- ウ 運送力のリスト（運送事業者の保有する運送力のデータ、バス網など）
- エ 避難施設のリスト（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
※データベース策定後は、当該データベース
- オ 備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、町内の主要な民間事業者のリスト）
- カ 生活関連等施設のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上の者）
- キ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ク 自治会等の連絡先一覧（代表者及びその代理者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- ケ 消防機関のリスト（消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト）

(12) 情報収集計画

付紙「情報収集計画」

3 地 図

(1) 使用する地図

ア 鳥取県防災対策地図 (1/25,000、平成15年3月作成) による表示

イ 国土地理院発行地図 (1/25,000) による表示

※使用に当たっては、修正測量年に注意し、できる限り最新の地図を使用します。

ウ GPS (Global Positioning System) による表示

(2) 位置の表示

座標 (緯度経度) と地先を使用します。優先は、座標表示とします。

※世界測地系に基づく緯度経度表示とします。

【例】鳥取市役所

- ①地 先 鳥取市尚徳町116番地
 ②座 標 北緯35度30分3秒、東経134度14分5秒
 ③座標表示 353003、1341405

(3) 記号・符号

被害状況などの表示に使用する記号・符号は統一されたものを使用します。

4 報告・通報

対策本部は、県対策本部及び各課に対し、適時、状況等に関する情報を報告・通報します。

(1) 報告通報項目

項 目	報告・通報内容	様 式
消防庁に対する被害状況等報告事項	1 武力攻撃災害即報 2 住民避難に関する措置に係る情報	●火災・災害時即報要領報告様式 (第1～3号様式) ●被災情報の報告様式 (第4号様式) ●様式「避難に関する事項」(消防庁国民保護運用室長通知 H25. 3)
市における被害状況収集	1 市の公有財産被害状況調 2 社会福祉施設等の被害状況調 3 一般被害状況調 4 一般被害の内訳 5 災害救助法適用状況	別表1 別表3 別表4 (付表1) (付表2)

	6 災害救助法適用状況	(付表3)
	7 商工関係被害状況調	別表5
	8 農林水産関係被害状況調	別表6
	9 土木関係被害状況調	別表7
	10 市立学校等被害状況調 災害状況調	別表9
	11 被害状況調	別表10

(2) 緊急報告（通報）

状況の変化、極めて重大な損害等、**緊急を要する事項**を速やかに報告（通報）します。

(3) 受領報告

住民の保護に関する重要な指示等を受領した場合、これを受領し、かつ、正確に理解したことを**発信者**に対し速やかに報告します。

(4) 実行報告

指示の受領者が市長（対策本部長）に対し、実行状況を報告するために行います。これは、通常、**指示事項を終了**したときに行いますが、指示事項実行中に市長（対策本部長）が**新たに重要な決定**を行ったとき、**重要な段階に到達**したとき等、その途上においても積極的に行います。

(5) 報告様式

県国民保護計画 別冊 「資料編 報告様式」参照

付紙「情報収集計画」